

3. 申請にあたって必要な書類

市の審査に必要な書類は表の通りです。下記以外の書類をご提出いただく場合もありますので、予めご了承ください。なお、取扱金融機関及び信用保証協会への提出書類は別途、各取扱金融機関へおたずねください。（注）申請にお越しになる際は、できるだけ実印をお持ちください（訂正印として用います）。また、**日付は未記入のまま**お持ちください。

! 各書類の詳細については、必ず各融資種類の個別の案内パンフレットをご確認ください。

融資種類	一般融資	特別融資	小口一般	小口特別	創業
必要書類	①～⑩	①～⑫	①～⑩	①～⑫	①②⑤～⑦ ⑨⑩⑬～⑱

① あっせん申請書（3部）	⑦ 許認可・資格の取得証明	⑬ 課税証明書 （代表者のもの）
② 個人事業 → 市民税納税証明書 法人 → 法人市民税納税証明書	⑧ 月別売上表	⑭ 住民票 （個人事業の場合）
③ 個人事業 → 所得税納税証明書その1 法人 → 法人税納税証明書その1	⑨ 事業者情報の取扱いに関する同意書	⑮ 事業所・本店所在地の確認書類
④ 直近期の確定申告書及び決算書の全ページコピー	⑩ 見積書コピー （設備資金の場合）	⑯ 開業届出済証明書 （個人事業の場合）
⑤ 印鑑証明書 （申請印についてのみ）	⑪ 売上高比較表	⑰ 創業計画書
⑥ 商業登記簿謄本 履歴事項全部証明書	⑫ 売上高の証明書類	⑱ 自己資金確認書類 （預金通帳のコピー等）

※NPO法人の場合、特定非営利活動促進法第28条に規定する、事業報告書・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録・年間役員名簿・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の提出をお願いします。

4. ご注意 - 必ずお読みください -

3つの審査を経て、融資実行が決定されます。減額や否決となることもありますので予めご了承ください。

税務署に申告した売上高との相違は認められません。正当な理由がない場合、修正申告等を行っていただくこともありますのでご注意ください（申請はその後となります）。

申請の際、委任状は不要ですが、できる限り代表者の方が窓口にお越しください。

売上高を証明する書類（試算表など）には、事業者名、代表者名、住所を記入し、実印を押印の上、提出してください。複数ページある場合は、1ページ目のみで結構です。

修正液、消せるボールペンなどは使用不可です。記入した内容を訂正する場合は、訂正箇所にも二重線を引いて、二重線の上に実印を押印してください。

融資実行後、下記に該当する事実が判明した場合、その発生日に遡って利子補給を停止し、既に支払い済みの利子の一部又は全部を返還していただきますのでご注意ください。

本制度は、東京信用保証協会の保証を前提とし、支払った信用保証料の全額又は半額を市が補助します。なお、一括繰上返済などにより、保証協会から保証料の返還を受けた場合は、市が補助した分に相当する額を返還していただきます。

融資実行後、下記に該当する事実が判明した場合、その発生日に遡って利子補給を停止し、既に支払い済みの利子の一部又は全部を返還していただきますのでご注意ください。

市の審査にて可決した場合、承認書を交付します。有効期限はあっせん年月日から3か月間です。

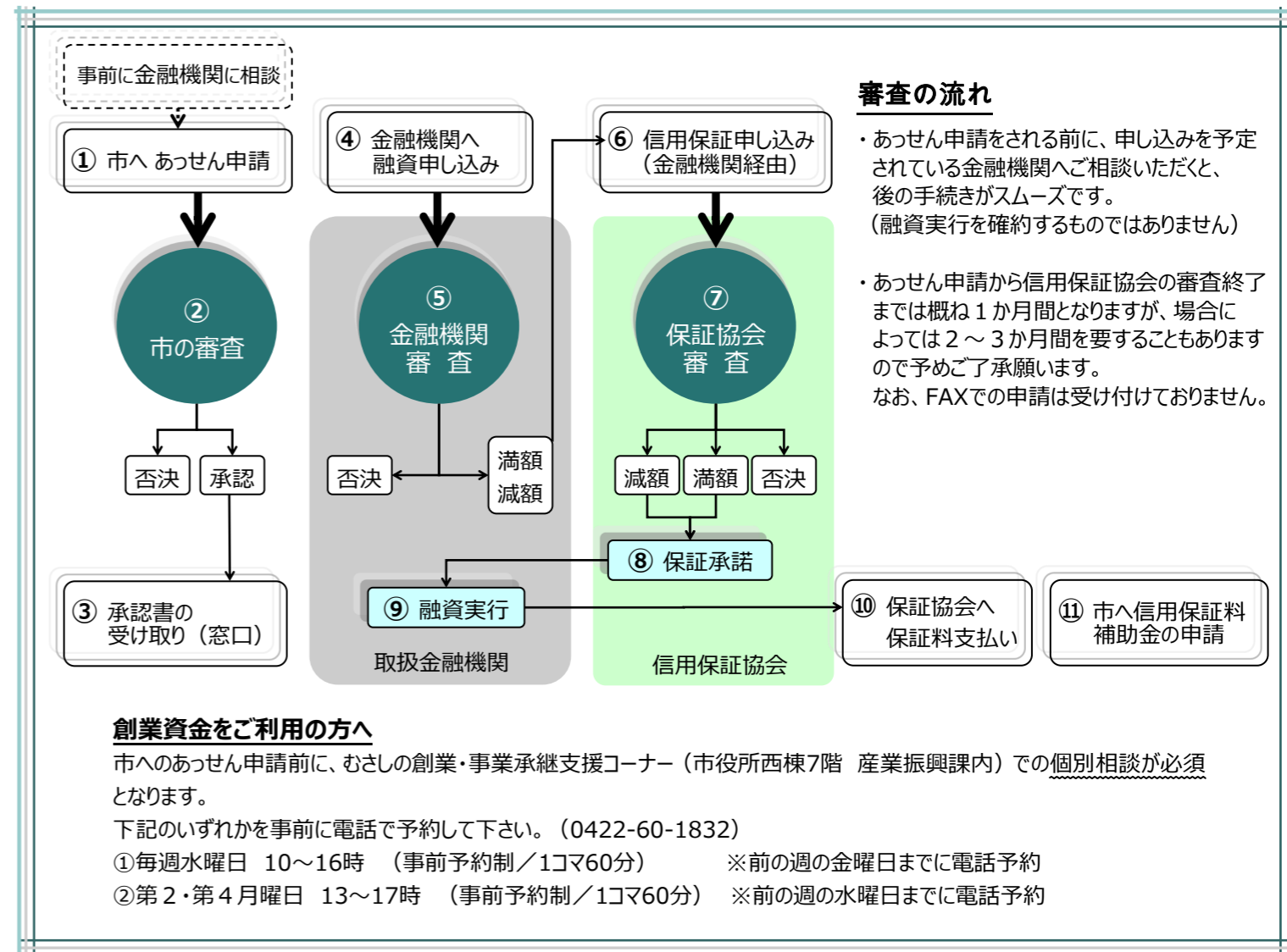
(1). 借入金を申請時の目的以外に使用したとき。
(2). 借入期間中に市税等を滞納したとき。
(3). 保証協会による代位弁済がなされたとき。
(4). 返済が終了したとき（一括繰上返済を含む）。
(5). 武蔵野市から転出したとき。
(6). 偽り、その他不正な手段であっせんを受けたとき。

令和6年度 武蔵野市 中小規模事業者事業資金融資あっせん制度のご案内

※令和6年度の事業資金特別融資・小口零細事業資金特別融資のあっせんの申請について、申請要件の改正を行っております。

武蔵野市では、市内事業者の健全な経営活動の促進を図り、産業振興に寄与することを目的として、**事業用融資**のあっせんを行っております。①市、②取扱金融機関、③東京信用保証協会の審査を経て、融資が実行された場合（下図参照）、武蔵野市がその利子の一部と信用保証料（一部又は全部）を補助します。事業用資金の調達をお考えの方は是非、ご活用ください。なお、お申し込みには、中面に記載された要件を満たす必要がありますので、必ずご確認ください。

! 制度の目的上、生活資金、各種税金の支払い、既存借入金の返済などにはご利用いただけませんのでご注意ください。



創業資金をご利用の方へ

市へのあっせん申請前に、むさしの創業・事業承継支援コーナー（市役所西棟7階 産業振興課内）での個別相談が必須となります。

下記のいずれかを事前に電話で予約して下さい。（0422-60-1832）

- ① 毎週水曜日 10～16時（事前予約制/1コマ60分） ※前の週の金曜日までに電話予約
- ② 第2・第4月曜日 13～17時（事前予約制/1コマ60分） ※前の週の水曜日までに電話予約

●●● 中面も必ずご覧ください。

お問い合わせ・お申し込みは **武蔵野市役所 産業振興課 産業振興係（西棟7F）**

武蔵野市緑町2-2-28 電話 0422-60-1832（直通）

各種案内・申請書のダウンロードは武蔵野市のホームページをご覧ください。
（https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/shigoto_sangyo/shoko/1005798.html）



1. 融資の種類と条件

事業年数や経営状況、既存融資残高の状況などにより、ご利用可能な融資種類が異なりますので、必ず要件をご確認ください。

※注 小口一般と小口特別は全国統一の小口零細企業保証に基づく制度です。

融資種類	一般融資	特別融資	小口一般	小口特別	創業資金
融資限度額	1,250万円	1,000万円	1,250万円	1,000万円	運転 500万円 設備 800万円 併用 800万円
融資利率（固定）	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
市の利子補給率	1.0%	1.6%	1.1%	1.7%	1.6%
本人負担の利率	0.9%	0.3%	0.8%	0.2%	0.3%
貸付期間 (据置期間6か月間を含む)	運転 5年以内 設備 7年以内 併用 5年以内	6年以内	運転 5年以内 設備 7年以内 併用 5年以内	6年以内	運転 5年以内 設備 7年以内 併用 5年以内
信用保証料補助	1/2相当	全額	1/2相当	全額	全額
併用可能な融資種類	創業枠から1本、一般枠（一般融資又は小口一般）から1本、特別枠（特別融資又は小口特別）から1本、計3本までご利用いただけます（契約本数での制限）。ただし、小口一般及び小口特別の金額の上限は保証付き融資残高との合計となります。				
連帯保証人	個人事業→不要（原則） 法人→代表者1名（原則）※要件を満たす場合は不要（事前に金融機関に確認してください）				
担保	無担保（原則）※保証協会の審査により必要となる場合もあります。				
信用保証料	保証協会の定めるところによります。※融資金額、返済期間、経営状況等により異なります。				
返済方法	返済月数での均等分割（最終回が最小）※返済額は千円単位。端数は最終回にて調整。				
資金使途	運転資金 ：商品・原材料の仕入、買掛金、支払手形、備品・消耗品の購入、給与支払いなどへの充当。 ※既存借入金の返済、納税、生活資金、住宅資金、投機資金などは対象外。 設備資金 ：店舗などの工事、機械設備、車両、ソフトウェアの購入など減価償却対象となるものへの充当。 ※融資実行前に既に支払い済みの場合や見積額を超える設備資金としての申請は対象外。				

本制度の取扱金融機関

本制度の取扱金融機関は下記の通りです。下記以外の金融機関・支店では取り扱っておりませんのでご注意ください。

みずほ銀行	吉祥寺支店、三鷹支店	山梨中央銀行	吉祥寺支店、荻窪支店
三菱UFJ銀行	吉祥寺支店、吉祥寺駅前支店 武蔵境支店、武蔵境駅前支店	八十二銀行	三鷹支店
三井住友銀行	吉祥寺支店、三鷹支店	飯能信用金庫	杉並法人営業部
りそな銀行	吉祥寺支店	西京信用金庫	西荻窪支店
群馬銀行	荻窪支店	西武信用金庫	吉祥寺支店、武蔵境支店
きらぼし銀行	三鷹支店、武蔵野支店 富士見ヶ丘支店、上石神井支店 調布支店、武蔵境南支店	東京信用金庫	武蔵関支店
		多摩信用金庫	成蹊学園前支店、武蔵境南口支店 武蔵野支店、吉祥寺支店、境支店
		大東京信用組合	吉祥寺支店、三鷹支店

※14金融機関 31支店（令和6年4月1日現在。金融機関コード順）

申請窓口・お問合せ窓口

下記窓口にて申請またはご相談を受け付けております。なお、市政センター等では受け付けておりませんのでご注意ください。

（注）申請にお越しになる際は、できるだけ実印をお持ちください。訂正印として用います。

武蔵野市役所 産業振興課 (市役所西棟7階)	・あっせん申請受け付け ・信用保証料補助申請受け付け ・本制度全般に関するお問合せ	武蔵野市緑町2-2-28 電話 0422-60-1832（直通）
武蔵野商工会議所 (商工会館6階)	・本制度全般に関するご相談（創業資金を除く）	武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 電話 0422-22-3631（代表）

2. お申し込みにあたっての要件

融資種類毎に要件が異なりますので、ご注意ください。

共通 …すべての融資種類に共通の基本要件

小口 …小口一般及び小口特別を申請する場合の個別要件

特別 …特別融資及び小口特別を申請する場合の個別要件

創業 …創業資金を申請する場合の個別要件

共通

1. 武蔵野市在住の個人事業者 又は 市内に本店を登記している法人

- （注1）事業場所が市内であっても上記要件を満たさない場合はご利用いただけません。
 （注2）創業以外の融資種類の場合は、本店登記が都内でもかつ代表者住所が武蔵野市内の場合もご利用いただけます。
 （注3）在住期間は問いません。武蔵野市に転居予定又は本店登記予定の場合もご利用いただけます。ただし、そのことを証する書類を別途ご提出いただけます。

共通

2. 東京都内にて継続して1年以上、 同一の事業を営んでいること。

- （注1）原則、東京信用保証協会の保証対象となる業種を営んでいる事業者が対象となります。
 （注2）農林業、漁業、風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、LLP（有限責任事業組合）、非営利団体（NPO法人以外）等は対象外となります。

創業の場合、都内にて事業を営むこと。

※これまでは市内に限定しておりましたが、平成27年度より改正となりました。

小口の場合、NPO法人は対象外です。

共通

3. 事業を行う上で必要な許認可及び資格を すべて取得していること。

- （注1）資格所有者が代表者以外の場合は、所有者を雇用していることを証する書類を別途ご提出ください。
 （注2）創業の場合は、近日中に取得予定であればご利用いただけます。

共通

4. 資本金が5,000万円以下であること。

（注）法人の場合、医業については制限なし。

共通

5. 最終納期限が到来している税を すべて完納していること。

- （注1）非課税の場合でもご利用いただけます。
 （注2）創業の場合は、代表者の納税状況を確認させていただきます。

共通

6. 以下の従業員数要件を満たすこと。

- （注1）常時使用する従業員の数となります。
 （注2）役員、代表者の家族、臨時雇用は含みません。ただし、事業の運営上必要な臨時雇用は含みます。

申し込む 融資の種類	小売・卸売業 サービス業の場合	左記以外の業種
一般融資 特別融資	30人以下	50人以下
小口一般 小口特別 創業資金	5人以下	20人以下

小口

※令和6年度の改正あり

7. 申請時点における信用保証協会の保証付き融資 残高と今回の融資希望金額の合計が **2,000万円** 以下であること。

特別

※令和3年度～5年度までの特例は終了しました。

8. 最近3か月間又は1年間の売上が、 前年と比較して10%以上減少していること。

（注）最近3か月間の売上で比較する場合は、前年の同期間と比較する。

創業

9. 創業にあたって具体的な計画を有すること 又は 創業後1年未満であること。

共通

10. 申請時点において 当該融資種類 又は 併用不可の制度を利用していないこと。

申し込む 融資の種類	要件
一般融資	一般融資又は小口一般を利用していないこと。
特別融資	特別融資又は小口特別を利用していないこと。
小口一般	小口一般又は一般融資を利用していないこと。
小口特別	小口特別又は特別融資を利用していないこと。
創業資金	創業資金を利用していないこと。